

スクールロイヤーによる教育委員会の法務相談体制の整備

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）

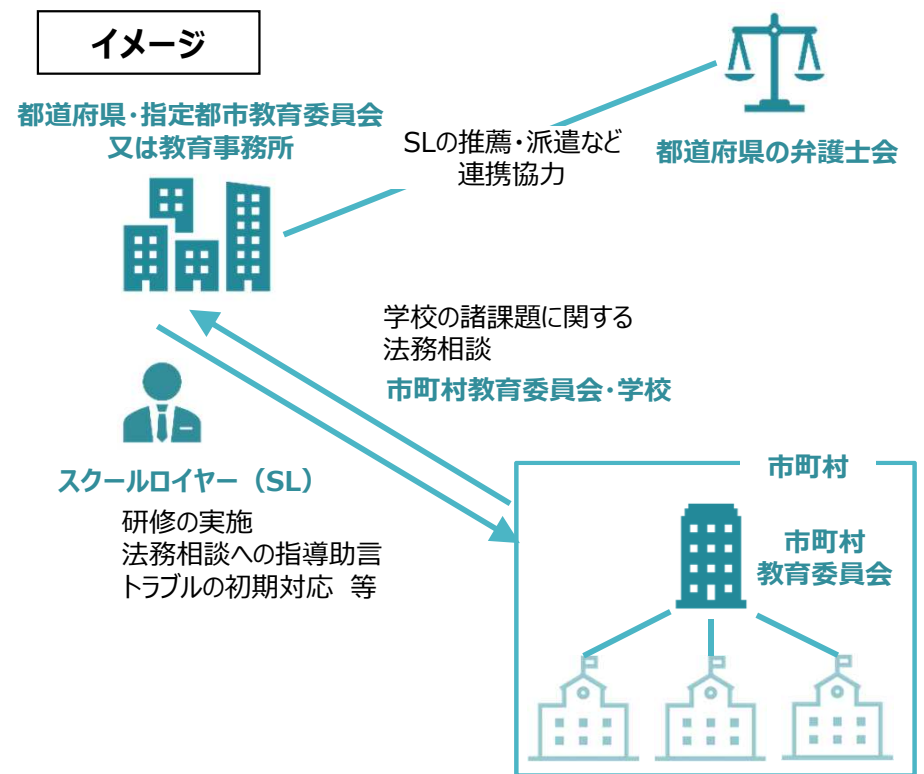
学校をサポートする教育委員会の機能強化の観点からスクールロイヤーの配置や活用方法、財源の在り方について検討

職務内容例

学校や教育委員会からの法務相談への指導助言
コンプライアンスや紛争予防に関する教職員研修
トラブル発生時の初期対応

<想定される事案>

- ◆ いじめ・虐待や子どもの問題行動等への対応
- ◆ 保護者の過剰な要求等への対応
- ◆ 体罰やセクハラ、指導上の問題等への対応
- ◆ 学校事故 等



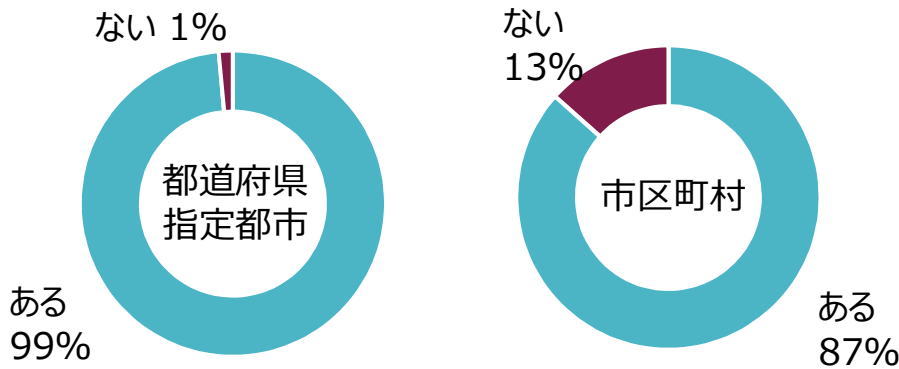
スクールロイヤーは、児童生徒への教育上の配慮や管理職・スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材

教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査結果

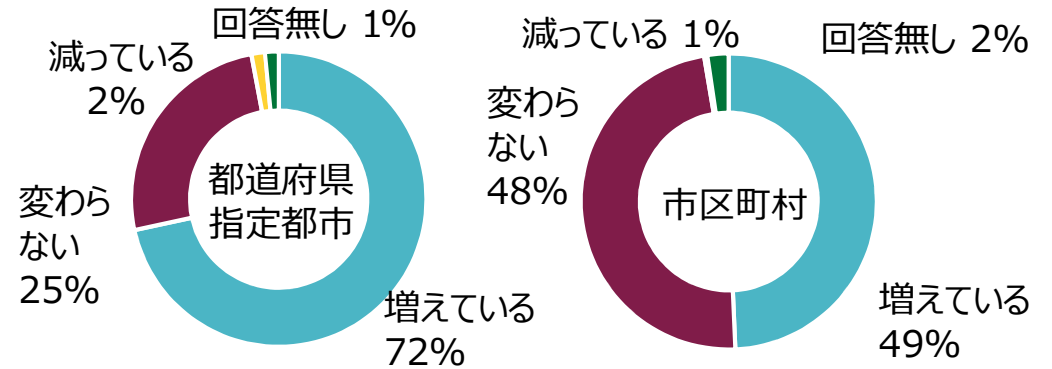
【調査の概要】

- 調査時期：平成31年3月
- 調査対象：全都道府県・指定都市（67）、市区町村教育委員会（1,718）
（特別区、広域連合及び協働設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない。）
- 対象期間：平成29年度間または平成30年3月1日の状況

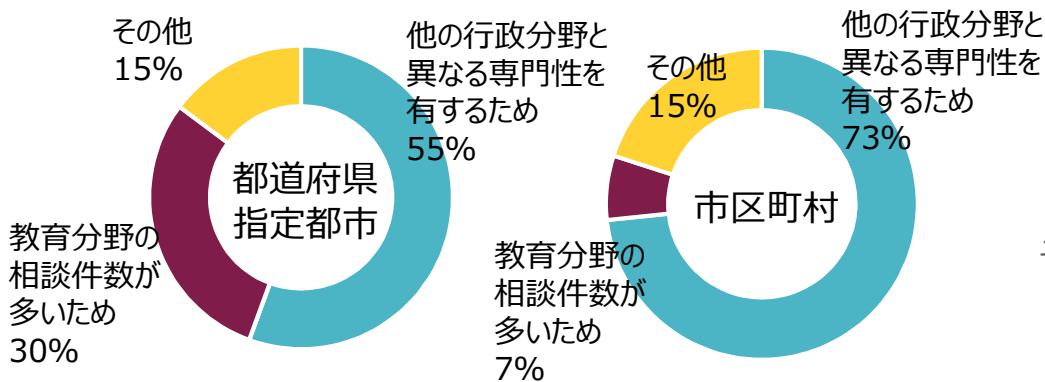
教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はあるか。



10年ほど前と比べて法務相談が必要な機会が増えたと考えるか。



教育委員会事務局と首長部局別々に弁護士と相談できる体制を有している場合、その理由。



増えていると感じる場合、それはどのような背景や状況の変化があると考えるか。（複数回答可）

